

# 中小企業関心高く

## 同友会三条支部、働き方改革セミナー

新潟県中

小企業家同  
友会三条支  
部（木村謙  
支部長）は、  
十七日午後  
六時三十分  
から、リサー  
チコアで働  
き方改革セ



講師の吉井さん

ミナー「有給休暇取得義務  
化にどう対応するか」を開  
催した。

昨年六月の国会で関連法  
案が可決され、ことし四月  
から施行されたものの、ま  
だまだ地域の中小企業では  
理解や浸透が浅く、準備で  
きていない「働き方改革関  
連法案」の中でも、特に中  
小企業に影響の大きい有給  
休暇の取得義務化に焦点を  
当てたセミナーで、講師は  
県央社会保険労務士事務所  
代表の吉井伸明さん。

はじめに木村支部長があ  
いさつ。今回の法案につい  
ては罰則規定もある厳格な  
ものであることを強調し、  
「訴えられることのないよ  
うに一生懸命に勉強してい  
きたい」と話していた。

セミナーは少人数の参加  
だったものの、いずれもこ  
の問題に関心の高い地域の  
企業経営者が集まったこと

もあり、具体的な事例を踏  
まえた質疑応答を中心に進  
められた。

はじめに吉井さんは改め  
て「有給休暇」の法律的な  
扱いを説明。「もともと休  
みの日に有給休暇をあてる  
ことはできません。労働を  
免除しながら賃金を払うと  
いう理解が必要です」とし

てほか、「うちは  
（従業員が）一名  
しかないから  
有給はない、と  
いう声も聞きま  
すが、それでも  
有給休暇は発生  
しますし、週一  
日だけ雇うパー  
トさんにも発生  
します」とした。

それに対して  
参加者から「ア  
ルバイトなどシ  
フトが決まって  
いない場合はど

うするのか」という質問が  
あり、吉井さんは「シフト  
の出勤予定日は労働義務が  
ある日」と示した上で、有  
給休暇については、あくま  
で出勤日に休ませなければ  
いけないことを強調。あく  
まで社員の権利であり、今  
回の「年五日の取得義務化」  
については「取らない人に  
は計画的に与えてください  
ね、というもの」と説明し  
た。

また、燕三条地域は下請  
けの町工場が多いことから  
日給月給制ではなく完全月  
給制を導入している企業が  
多いことを指摘。「その場  
合でも五日間の有給休暇を  
取得させなければいけませ

ん。今後は欠勤控除を考え  
る必要があります」と説明  
した。

このほか、「お盆やゴ  
ルデンウィークの連休を有  
給休暇に充てていいのか」  
という質問には「元々、労  
働日でなければいけない」  
としたほか、多くのコンサ  
ルトが推奨する、今回  
の五日義務化に対して労務  
管理の負担を軽減するため  
の、「全社員の有給休暇付  
与日の統一」については、  
就業規則の変更が必要なこ  
と、付与日の変更は従業員  
が有利にならなければいけ  
ない原則があることを指摘  
した。

また、会社側の都合で  
「休んでくれ」という場合  
は、労働者側が承諾しない  
限り、有給休暇にはならず  
休業手当を支払う義務が生  
じることなどを紹介。イン  
フルエンザなどで休む場合  
は「有給休暇を使わせてあ  
げたほうが消化率が上がる  
のではないか」と語った。

（細山）

